

★ 国民皆保険

病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるよう、すべての人が必ず何らかの医療保険に加入することになっています。職場の健康保険や後期高齢者医療制度の健康保険に入っている人、または生活保護を受けている人を除くすべての人は、国民健康保険に加入することになります。

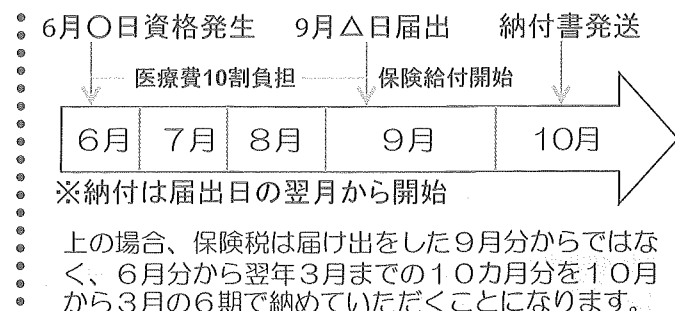
★ 届出は14日以内に！

退職等の理由で健康保険の資格を喪失してから、14日以内に国民健康保険加入届出が出来なかった場合は、医療費の保険適用は届出日からとなり、届出日の前日までの医療費は全額自己負担となります。

また、国民健康保険税は国保へ加入する資格が発生した月に遡って納めることとなります。必ず14日以内に届出をしましょう。

例) 医療費が1万円の場合

受診時、保険証を提示した場合…	自己負担 (3割) 3,000円	国保が負担 (7割) 7,000円
	全額自己負担 10,000円	
受診時、保険証を提示しなかった場合…		



次のような場合には、必ず14日以内に市役所国保ねんきん課または各支所国保担当課の窓口へ届け出てください。

	このような場合に届け出てください	届出に必要なもの
国保はいるとき	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書、印かん
	勤務先の健康保険などをやめたとき、または被扶養者でなくなったとき	勤務先などの健康保険資格喪失証明書、印かん
	健康保険などの任意継続の期間が終了したとき	任意継続の資格喪失証明書、印かん
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、印かん
国保をやめるとき	子供が生まれたとき	印かん
	他の市町村へ転出するとき	国保の保険証、印かん
	勤務先の健康保険などに加入したとき、または被扶養者となったとき	勤務先の保険証または加入証明書、国保の保険証、印かん
	生活保護を受けるとき	生活保護開始決定通知書、国保の保険証、印かん
その他のとき	死亡したとき	国保の保険証、喪主の通帳、印かん
	住所、世帯主、氏名が変わったとき	国保の保険証、印かん
	世帯が分かれたり一緒になったとき	国保の保険証、印かん
	修学のため他の市町村へ転出するとき(学生の特例)	在学証明書、国保の保険証、印かん
	退職者医療制度に該当したとき ※1	年金証書、国保の保険証、印かん

※1 対象となる人(①～③を満たす人とその扶養家族)
①国民健康保険に加入していること
②年齢が65歳未満であること
③厚生年金や共済組合の老齢(退職)年金を受けていて、これらの年金制度の加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上あること

★ 出産育児一時金

八代市国民健康保険に加入されている方が出産された場合、世帯主に支給されます。医療機関が世帯主に代わり、直接八代市に出産育児一時金を請求する直接支払制度等もあります。ただし、国保加入6カ月未満の方は、国保加入以前に社会保険の本人期間が1年以上あれば、以前の社会保険から出産育児一時金の支給を受けることができます。手続き等の詳細については、お問合せください。

◆申請に必要なもの・保険証、印かん、世帯主名義の通帳等(必要に応じて)、出産にかかった費用が確認できる領収書または明細書、直接支払制度の利用の有無がわかる文書

★ 葬祭費

八代市国民健康保険に3カ月以上加入されている方が死亡された場合、葬儀を行った人(喪主)に30,000円が支給されます。◆申請に必要なもの・喪主の印かん、喪主名義の通帳等(必要に応じて)

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方へ

70歳の誕生月の翌月*から医療費の窓口負担が2割になります

(※ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります)

・70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることとなりました。

対象者

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

2割となる時期

70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から

(例)平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません

(平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎えた方は、3割から1割になります)

・平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

対象者

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。

(平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎えた方は、69歳までと比べて上限額が下がります)

★ はり・きゅう等施術の助成

はり・きゅう等施設利用券の交付をしています。八代市が指定した施術所に本券を持参すると1,000円引きで施術を受けることができます(年間15回まで)。八代市国民健康保険に3カ月以上加入していて、国保税の未納がない世帯の方が対象です。◆申請に必要なもの・保険証

脳ドックの募集〔前期〕のお知らせ

八代市国民健康保険加入者が募集対象となります。
40歳以上の方は脳ドックと特定健診をセットで受けていただきます。

応募できる人

- 下記の①～④の条件をすべて満たす人が対象となります。
- ①平成26年4月10日現在で八代市国民健康保険に3カ月以上加入している人
 - ②平成26年2月28日現在で国保税の滞納がない世帯の人
 - ③平成26年4月10日現在で満30歳以上75歳未満の人(後期高齢者医療制度にご加入の方は除きます)
 - ④受検結果等について、八代市の保健事業に活用することを承諾できる人

※受検当日、八代市国民健康保険に加入していない場合(社会保険加入等)は受検できません。
●特定健診とは、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査です。40歳以上75歳未満の方が対象となります。生活習慣病は国民医療費の約3割で、死因別死亡割合も6割を占めています。そこで、特定健診によって生活習慣病の発症のリスクを確認し、生活習慣を見直し、医療費の適正化を図ります。毎年、特定健診を受けることが重要です。八代市では、いつまでも健康でいていただくために特定健診受診率向上を目指しています。
【特定健診に関するお問合せ：はつらつ健康課 TEL32-7200】

募集人数：合計390人 受検期間：平成26年5月～平成26年9月まで

申し込み方法

郵便ハガキ又は封書のみ受付となります。下記の＜申し込みハガキの書き方＞の要領で記入後、投かんしてください。お一人様一通のみ有効となります。医療機関は右の表の5医療機関から一つお選びください。

＜申し込みハガキの書き方＞
(封書の場合も記載項目は同様です)

866-8601	① 郵便番号
八代市役所 脳ドック申し込み課	② 氏名(ふりがな)
〒	③ 生年月日
〒	④ 電話番号
〒	⑤ 希望する医療機関 (第一希望のみ記載)

抽選方法など

- (1)コンピュータによる無作為抽出方式
- (2)抽選結果は圧着ハガキで平成26年4月29日迄に、ご本人宛に発送いたします。
- (3)当選された人は、直接、医療機関へ電話等で検査日等を御予約ください。

注意事項

- (1)記載事項に不備がある場合や申込条件を満たさない場合は無効となります。
- (2)申込は電話や窓口では受け付けられません。必ずハガキ又は封書で、郵送にてお申込みください。

申し込み期限 平成26年4月10日(木)消印有効 ◆検査項目の詳しい内容等は、

申し込み先 〒866-8601 八代市役所 国保ねんきん課 脳ドック申込

お問合せ：八代市役所 国保ねんきん課 ☎33-4113(直通)

脳ドックを実施する医療機関と費用や検査項目

医療機関	鶴田 胃腸科内科 日置町 TEL 31-5000	桜十字 八代病院 通町 TEL 32-7158	熊本総合病院 通町 TEL 35-9196	熊本労災病院 竹原町 TEL 33-4151	放射線科・内科 まきた クリニック 竹原町 TEL 45-9120
受入可能人数	80人	110人	150人	60人	80人

I：昭和50年3月31日以前にお生まれの方(特定健診相当分の助成有)						
検査費用	合計	36,460円	35,960円	37,800円	48,770円	36,460円
	脳ドック	28,500円	28,000円	31,320円	42,800円	28,500円
助成額	合計	22,160円	22,160円	20,680円	20,170円	22,160円
	脳ドック	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
自己負担額	合計	14,300円	13,800円	17,120円	28,600円	14,300円
	脳ドック	13,500円	13,000円	16,320円	27,800円	13,500円
		特定健診	800円	800円	800円	800円

※II：昭和50年4月1日以降にお生まれの方(特定健診相当分は助成無)						
検査費用		28,500円	28,000円	37,800円	48,770円	28,500円
助成額		15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
自己負担額		13,500円	13,000円	22,800円	33,770円	13,500円

検査項目等	脳ドック	①診察 ②造影剤を使った頭部CT・CT血管撮影(3D画像) ③頸動脈エコー ※造影剤アレルギー、腎機能障害のある方は施行できません ※II：S50.4.1以降に生まれた方は、脳ドックのみの受診となります	①診察 ②MRI・MRA ③頸動脈エコー ※造影剤及び注射等は使用しません ※心臓ペースメーカーを挿入されている方は施行できません ④血管年齢測定 ※II：S50.4.1以降に生まれた方は、脳ドックのみの受診となります	①診察 ②MRI・MRA ③頸動脈エコー ④かなひろいテスト ⑤安静時心電図 ⑥その他、特定健診以外の脳ドックに関する検査項目 ※心臓ペースメーカーを挿入されている方は施行できません	①診察 ②MRI・MRA ③頸動脈エコー ④血圧脈波検査 ⑤安静時心電図 ⑥その他、脳ドックに関する検査項目等 ※心臓ペースメーカーを挿入されている方は施行できません 日本脳ドック学会認定施設です	①診察 ②造影剤を使った頭部CT・CT血管撮影(3D画像) ③頸部エコー(頸動脈・甲状腺) ※造影剤アレルギー、腎機能障害のある方は施行できません ※II：S50.4.1以降に生まれた方は、脳ドックのみの受診となります
	特定健診	※II：S50.4.1以降に生まれた方は、受診できません ①身体計測 ②血圧測定 ③血液検査(血糖・脂質・肝機能等) ④尿検査	※II：S50.4.1以降に生まれた方は、受診できません ①身体計測 ②血圧測定 ③血液検査(血糖・脂質・肝機能等) ④尿検査	★脳ドックとセットになっています ①身体計測 ②血圧測定 ③血液検査(血糖・脂質・肝機能等) ④尿検査	★脳ドックとセットになっています ①身体計測 ②血圧測定 ③血液検査(血糖・脂質・肝機能等) ④尿検査	※II：S50.4.1以降に生まれた方は、受診できません ①身体計測 ②血圧測定 ③血液検査(血糖・脂質・肝機能等) ④尿検査
検査日	月～金曜日(祝日除く)	月～金曜日(祝日除く)	月～金曜日(祝日除く)	月・火・金曜日(祝日除く)	月～土曜日(祝日除く)	

★熊本労災病院では、通常、特定健診は行われていませんが、脳ドックを受検される場合は特定健診と同様の検査と、インボディ測定及び健康指導を受けていただくこととなりますので、特定健診を受診されたものとさせていただきます。

- 脳ドックを受検された方は、本年度の特定健診を改めて受診していただく必要はありません。
- 脳ドックの検査結果に比べて特定健診の検査結果が遅れる場合がありますので、予めご了承願います。